

磐田市

磐田駅北口多目的広場

運用マニュアル



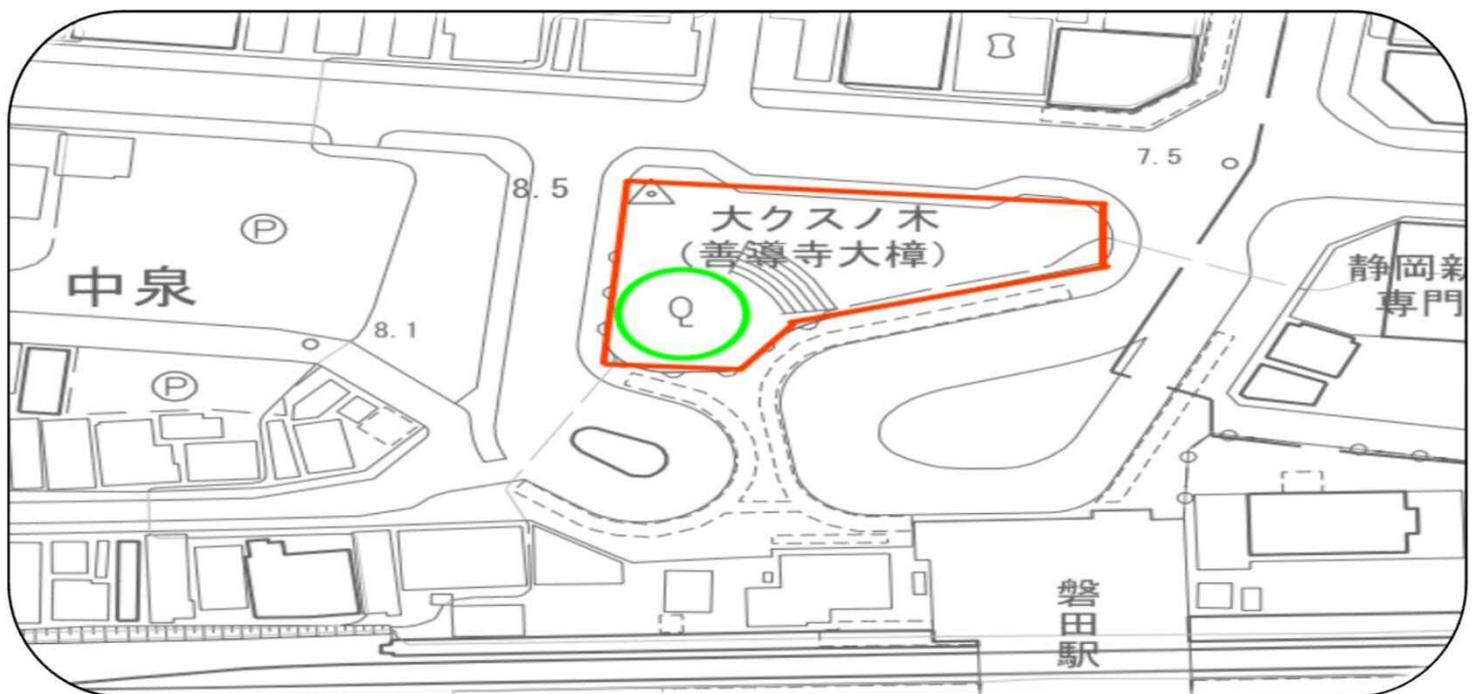
～利用を希望される方はこちらを参照してください～

1. 磐田駅多目的広場とは

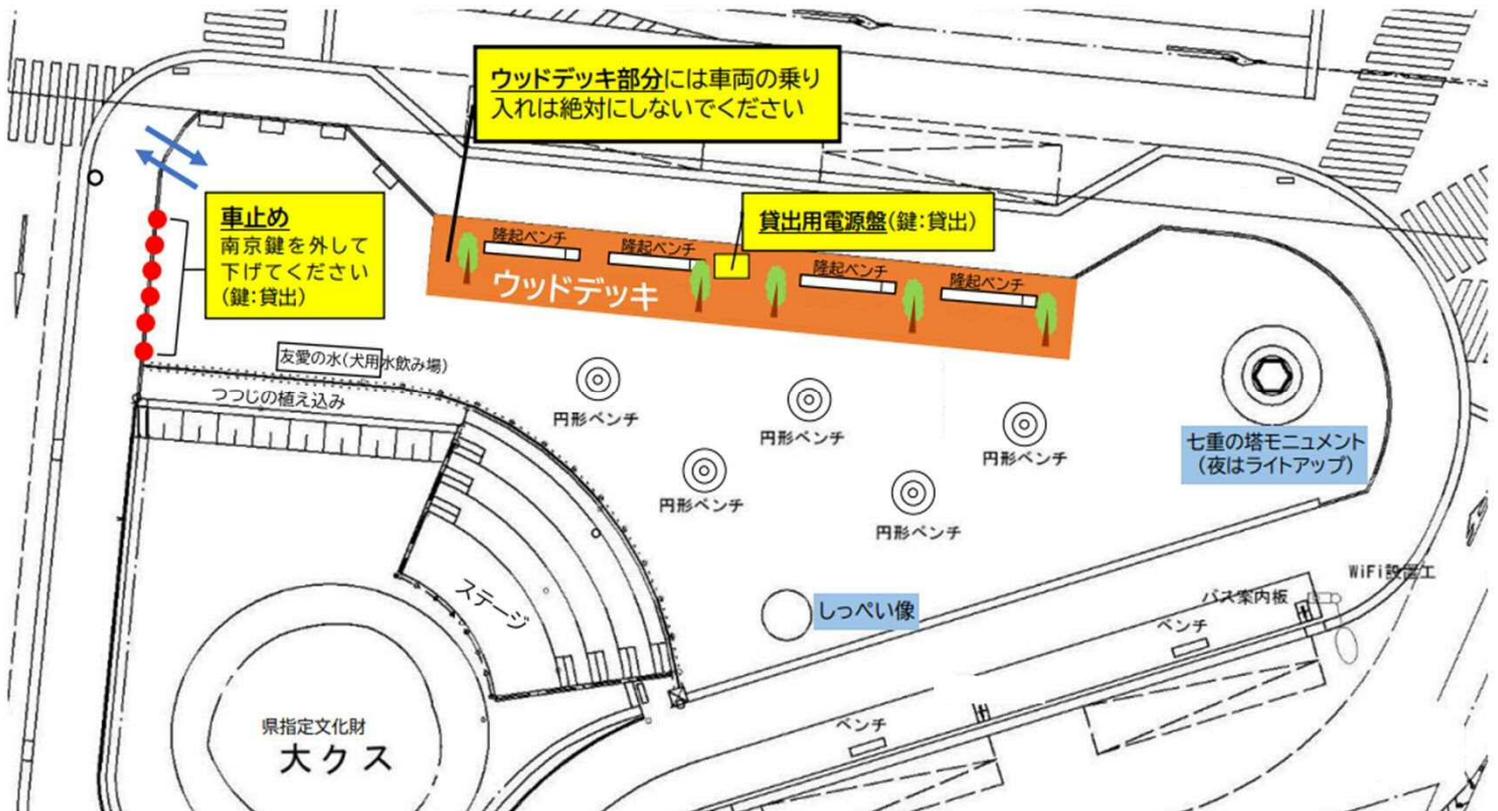
この広場は、市民が集う憩いの場所をコンセプトとし、イベントやマルシェ、キッチンカーなど、多くの方々に気軽に利用していただくことで、日常的な賑わい創出を目指しています。

広場の基本情報

名 称：磐田駅北口多目的広場
場 所：磐田駅北口前
面 積：約900㎡
利用時間：7時～21時（準備・撤去等の時間含む）
※12/29～1/3は利用不可



2.広場の図面



○搬入搬出については、西側の車止めがあるところからお願いします。

※普通自動車であれば車止めを下ろさず搬入搬出ができます。
トラック等大きな車で来る際は、鍵を経済観光課窓口から借りて車止めをおろしてください。

○ウッドデッキが、破損しますので、絶対に車で乗り上げないでください。

※破損した場合は、弁償となります。

○電源を8口まで使うことができます。

貸出用電源盤以外は使用しないでください。

※経済観光課窓口で鍵を借りる

※イルミネーションの時期（10月中旬～2月14日）は6口

3.広場でできること

イベント

飲食イベント
マルシェ など



物販

フリーマーケット
クラフト
朝市 など



できること

飲食

キッチンカー
テント販売



その他

パフォーマンス
展示
企業活動のPR活動
吹奏楽や音楽の発表



4.広場でできないこと

【①広場の目的に反すること】

磐田駅周辺の賑わいに寄与すると認められない行為

【②許可なく利用すること】

広場利用の際、必ず許可を得てください。

【③危険な行為をすること】

キャッチボールなどの球技、スケートボード又はこれらに類する危険な行為

【④恣意的に広場を損傷する行為】

発見した際は、直ちに警察に通報します。

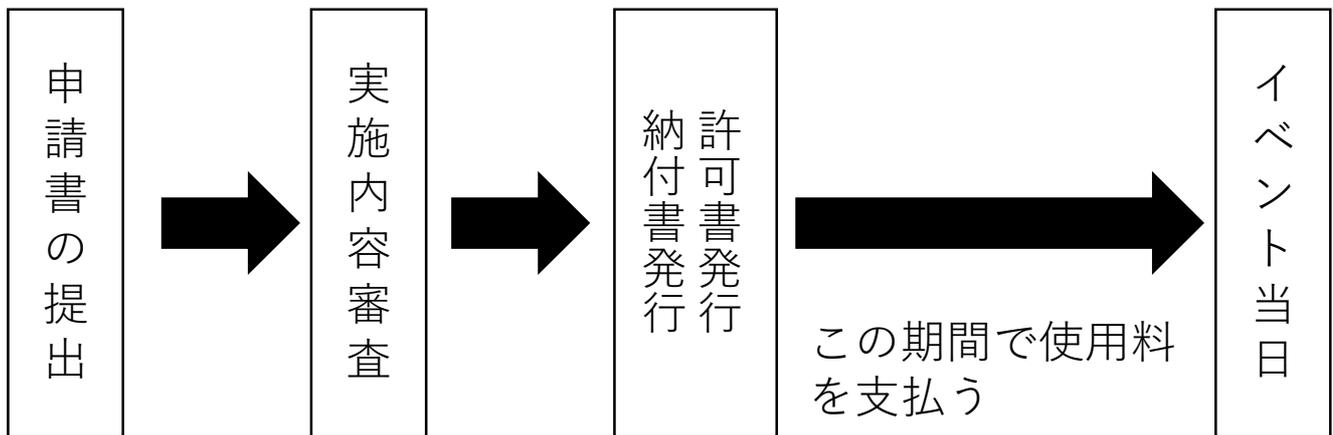


【⑤暴力団関係者が利用すること】

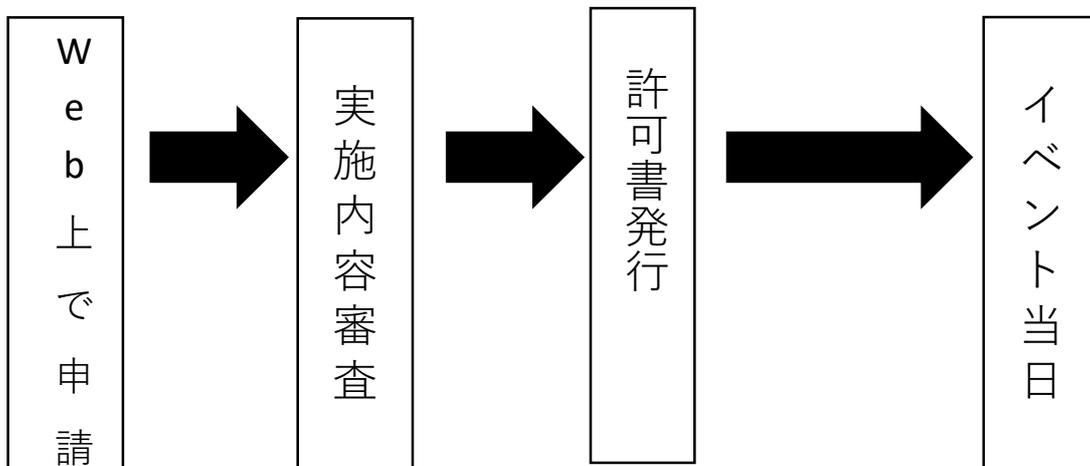
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用。磐田市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団の利益になる活動

5.利用までの流れ

申請書の場合



- 支払い方法は納付書払いとPayPay払いが選べます。PayPay払い希望の方は、申請書の備考欄に「PayPay払い希望」と記してください。
- 申請書の提出は、窓口郵送のいずれでも構いません。
ただし、初めてご利用になる方は、窓口での申請を推奨します。
※申請者欄は自筆又は押印をお願いいたします。



Webの場合

Web申請フォーム



- Web申請の場合、支払い方法はクレジット決済のみ

6.申請書類について

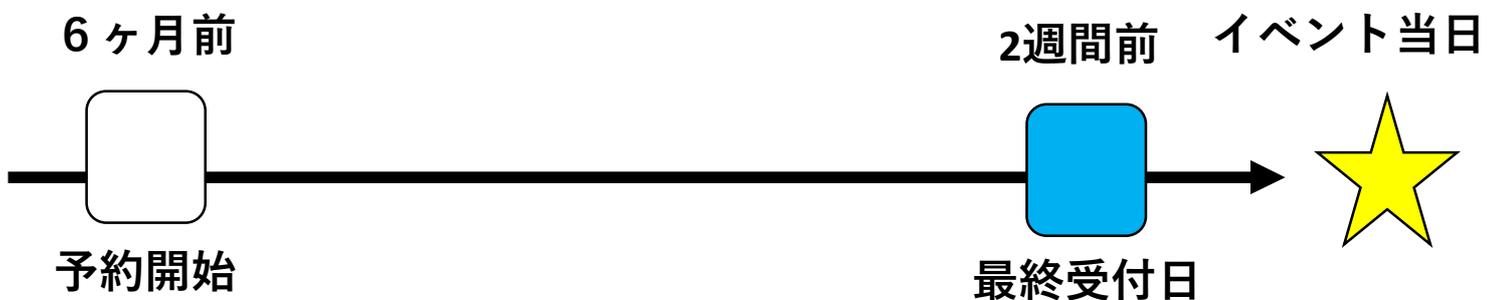
◎以下の書類を提出ください。

- 1) 磐田駅多目的広場目的外使用許可申請書 **必須**
※磐田市ホームページにて入手（ページ番号1005339）
- 2) 営業許可証の写し（新規のみ） **必須**
- 3) チラシ等のイベント内容がわかるもの **任意**
※初回申請時には配置図

◎必要に応じて、以下の書類を提出してください。

- i) 磐田駅北口多目的広場目的外使用料減免申請書
料金の減免に該当する場合のみこちらから連絡を差し上げます。

◎申請書の提出について



※2週間前を過ぎて申請をしたい場合は1度連絡をください。

7.使用料等について

◎利用料金

区分	単位	金額
多目的広場	1 時間	360円
移動販売車等 (1区画)	1 回	500円

※市民以外の方が多目的広場を利用する場合は、
利用料金の2倍になります。

※1区画とは、移動販売車及びテントによる1出店分になります。

◎電気コンセント代

電気コンセント	1口	110円
---------	----	------

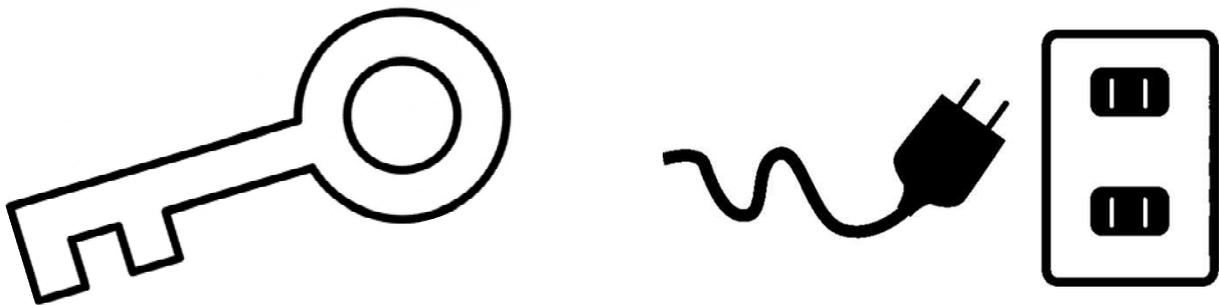
※計8口まで使用できます。(10月末～2月14日までは6口)

※利用料金が減免された際でも電気コンセント代は徴収となります。

8.設備・備品の使い方について

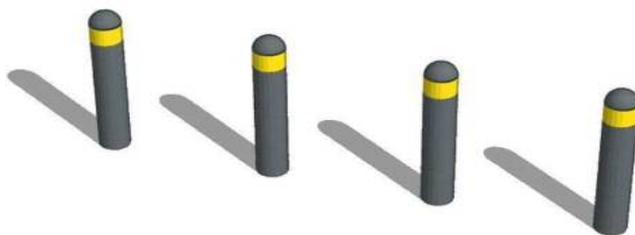
◎電源の使用について

- ・分電盤には鍵がかかっています。
使用される際は、経済観光課（土日祝に利用する場合は直前の平日17：15までに）まで鍵を取りにきてください。
- ・申請いただいた口数以上の使用は禁止しています。
- ・貸出用以外の分電盤は使用しないでください。（2P参照）



◎ポールの開閉について

- ・ポールを下げたい場合は、経済観光課（土日祝に利用する場合は直前の平日17：15までに）まで鍵を取りにきてください。
- ・ポールを下げた場合、イベント終了時、必ず原状復帰してください。



9.お願い

◎以下の注意事項をお守りいただき、広場を利用してください。

- ①歩行者の動線を著しく妨げないでください。
- ②広場は大変風が強く吹くこともある為、設置物の十分な転倒防止対策を行ってください。
- ③会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難・破損などの利用者の責任において発生したすべての事故について、その責任は利用者が負うものとし、その損害額の全てを賠償していただきます。
- ⑤広場利用後はもとの状態に戻すようにしてください。
- ⑥近隣住民や歩行者に迷惑となりますので、BGM等の音量の制限を行ってください。
- ⑦ペグや杭打ちは行わないでください。
- ⑧使用料を支払い後のキャンセルは受け付けません。
- ⑨車両の乗り入れは必要最低限とし、乗り入れが必要な場合は、使用毎に許可後、申請書「車両の乗り入れ」に記載した台数分の駐車券を経済観光課窓口で受け取りにきてください。
イベント当日は券を外から見える形で置いてください。
※駐車券の提示がない車両が見受けられた場合、今後の貸出をお断りさせていただきます。



磐田市
磐田駅北口多目的広場
運用マニュアル